

経済産業省

20190805 貿局第1号
輸出注意事項2019第42号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）及び「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月19日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」等の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）及び「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中ツバルに係る部分 令和元年9月5日
- 二 改正規定中モンテネグロに係る部分 令和元年9月8日
- 三 改正規定中コモロに係る部分 令和元年10月21日

「水銀に関する水俣条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国等について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現行
<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>	<p>特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国等は、下記のとおりとなります。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、<u>コモロ</u>、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、<u>モンテネグロ</u>、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、<u>ツバル</u>、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p>アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、ウガンダ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）

改正後	現行
1～5（略）	1～5（略）
6 締約国	6 締約国

水俣条約の締約国については、「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け 20151023 貿局第1号・輸出注意事項27第26号）を御確認ください。

ロッテルダム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08 貿局第1号・輸出注意事項18第4号）を御確認ください。

水俣条約の締約国については、「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け 20151023 貿局第1号・輸出注意事項27第25号）を御確認ください。

ロッテルダム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08 貿局第1号・輸出注意事項18第4号）を御確認ください。